

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 6 日(月)午前 9 時 00 分から午前 10 時 50 分

2. 開催場所 役場 2 階第 7・8 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員(1人) 推進委員 小澤 清之

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
議案第5号	非農地の承認について
議案第6号	下限面積の設定について
報告事項	
(1)	専決事項について
(2)	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。3月に入ってめっきり春らしくなってきました。春は小野御柱が始まり、米づくりの農家は苗づくりの準備に入るといことです。それでは農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。ファーマーズの発表会にはご苦労さまでした。また、根橋さん、瀬戸ライスファームさんにはいろいろご面倒かけて、試食会には地域の皆さんの協力を得て、好評のうちに終わったということで、私も一安心しているところです。今年は辰野の番ということで、早くからどうしたらいいかと思案したところ、みなさんの協力、事務局のみなさんの協力で無事に終わったということで一安堵しました。またこっちに順番が回ってきたときはよろしくお願いいたしますと思います。今代理が言ったとおり、春の農作業が忙しくなりますけれど、日頃の活動を協力してお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。簡単ではございますが以上です。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

6番の小島委員さんと7番の新村委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは4番の議事に入ります。事務局お願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。宮木の案件でございます。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字北湯舟・・・番、地目は畑、面積550㎡、および、大字伊那富字北湯舟・・・番、地目は畑、面積2.80㎡、以上2筆、合計552.8㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は34㌥で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮原委員さんお願いします。

<宮原職務代理>

それでは報告をいたします。2月に原委員と私2名をもって確認をいたしました。図でお分かりのように、(場所の説明)です。Aさんが横の土地だから持っていたいということで、購入をするということです。境界は道路を挟んで杭も明確になっているということです。2筆になっていて、一緒に購入ということです。問題ないと確認してまいりましたので、ご協議お願いいたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね。では農業委員挙手を。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目お願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。平出の案件でございます。東京都世田谷区深沢・・・番にお住まいのCさんと、諏訪市末広・・・番にお住まいのDさんが共同で所有いたします大字平出・・・番、地目は田、面積150㎡を、辰野町大字平出・・・番地にお住まいのEさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は52㌥で下限面積を超えており

ます。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは小島委員さんお願いします。

<小島委員>

6番小島です。この件につきましては、2月10日に譲受人のほうから3条の申請をしたいというお話がありました。たまたま雪がありまして、2月17日に新村委員さんと現地を確認いたしました。(場所の説明)でありまして、北側と南側には一般住宅が建っております。台帳上は田んぼということになっておりますけれど、現況は畑ということで、実際には譲受人が今日まで作付けをしておるといことであります。境界は地籍調査等によりはっきりとしていまして、また西側は2m以上の道が通っております。この譲受人と譲渡人につきましてはご兄弟と聞いております。特に問題はないと考えておりますけれど、ご審議の程よろしくお願いします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご質問ありましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは3番目をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。小横川の案件でございます。神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂・・・番にお住まいのFさん所有の、大字伊那富字・・・番、地目は田、面積1094㎡、および、大字伊那富字相ノ沢・・・番、地目は田、面積287㎡、および、大字伊那富字・・・番、地目は畑、面積207㎡、以上3筆、合計1588㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのGさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は61㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは原委員さんお願いします。

<原委員>

2月20日に宮原職務代理と行ってきました。今まではこの前にいらっしゃるHさんが耕していたようですけれど、Gさんが引き受けて耕していただけるということで、これ以上いいことはないということで今回このようになったようです。Fさんももう長く横浜市に住んでいらっしゃる、もうここへ帰る予定もないということでこのようになったようです。境もはっきりしておりますので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらお願いします。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏をご覧ください。宮木の案件でございます。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字サンゲナシ・・・番、地目は畑、面積290㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地の宗教法人Bが譲り受け、駐車場を新設するための申請でございます。譲受人は隣接する墓地を管理する宗教法人であります。墓参者用の駐車場が不足したため申請地を譲り受け、墓参者用8台分の駐車場としたい計画であります。申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮原さんお願いします。

<宮原職務代理>

それでは報告をいたします。2月に原委員と私と確認をいたしました。図でお分かりのように、(場所の説明)です。その上のほう、北側全面墓地になっているわけですが、たまたまAさんの畑で、ご自分の墓地も造ってあるということで、Bに寄付するということになります。境界は西天沿いはしっかり業者が杭を打ってありまして、明確であるということで問題ないと考えてまいりました。ご協議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらお願いします。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表をご覧ください。赤羽の案件であります。辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのCさん所有の、大字赤羽・・・番、地目は田、面積25㎡を、辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのDさんが取得し、住宅用地とするための申請であります。譲り受け人は申請地北側に住宅および車庫を所有しており、現在ご自宅へは北側の町道より出入りをしておりますが、自宅横の通路が狭く、車庫が利用できない状態でありますので、申請地を取得し、南側町道からの通路および、車庫を活用するための土地として利用したい計画であります。申請地は宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは漆戸さんお願いします。

<漆戸推進委員>

それではご説明します。2月7日、小島委員と地主のCさん立会いで確認をいたしました。現地は登記簿上田ですが、現在は畑として耕作しています。地籍調査の実施区域であり、杭は4隅に確認できました。また、約3mの町道に隣接しております。通路としての使用としては問題ないと思います。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらお願いします。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の裏をご覧ください。上辰野の案件でございます。東京都板橋区徳丸・・・番にお住まいのEさんと、千葉県流山市加・・・番地にお住まいのFさんが共同で所有いたします、中央・・・番、地目は田、面積478㎡を、辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのGさんが取得し、住宅を新築す

るための申請でございます。譲受人は現在町内に居住しておりますが、手狭となり駐車スペースを十分に取れる場所へ住宅を新築したい計画であります。申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは栗林さんお願いします。

<栗林推進委員>

それではよろしく申し上げます。地図を見てお分かりのように、(場所の説明)です。敷地につきましては、国土調査のあと分筆登記がされまして、図で空き地になっているところは既に住宅が建っております。そこにコンクリートで境を造っております。それ以外のところも境にコンクリートが打ってありまして、はっきりしております。道路につきましては公園側に5mの町道がありまして、上水道下水道については既に敷地内にひかれておりまして、道路の掘り起こし等する必要がないというような状態になっています。それから、道路には排水の側溝も整備されておりまして、宅地となる案件につきましては既に準備ができていますので、特に問題ないと考えます。以上ですけれども、審議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらお願いします。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4枚目の表をご覧ください。上辰野の案件であります。辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのHさんが所有いたします、大字辰野字堂村・・・番、地目は畑、面積463㎡を、辰野町中央・・・番地にお住まいのIさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。譲受人は現在町内のアパートに生活しておりますが、家族が増え手狭なため実家近隣の申請地に自己の住宅を新築したい計画であります。申請地は山林および宅地に囲まれた10ha未滿の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原職務代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは栗林さんお願いします。

<栗林推進委員>

先ほどと同じく、地籍は上辰野となります。2月15日に宮原委員と調査しました。(場所の説明)になります。現地は畑でありまして、境界につきましては国土調査、コンクリート杭等ではっきりしております。道路は3mの町道になりまして、道路には上下水道が通っておりまして、宅地にするにつきましても特に問題ないと考えております。以上ですけれども、ご審議お願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらお願いします。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

5番、6番は同一の転用事業であります。賃貸人および農地区分が異なりますので別々にご審議いただきます。

5番、賃借権の設定でございます。地図は4枚目の裏をご覧ください。小野の案件であります。辰野町大字小野・・・番地にお住まいのJさんが所有いたします、大字小野字駒沢・・・番、地目は畑、面積1132㎡を、長野市柳町・・・番地の株式会社Kが貸借し、工事用地(ヘリポート)を拡張するための申請でございます。借受人は、電気事業を営む業者であり、送電線の建替工事のため申請地を5ヶ月間借受け、ヘリポートとして利用したい計画であります。先月の総会時に隣接地の転用許可を受けておりますが、手狭なため今回新たに2筆申請するものです。先月許可分と合わせた全体面積は4797㎡であります。5ヶ月間の一時転用でありますので、使用後は現状回復し、所有者に返却します。申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地であります。代替性がなく、一時的な利用であるため、許可はやむを得ないと判断いたします。なお、こちらは第1種農地の転用申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行いたいと思います。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは中村さんお願いします。

<中村委員>

2月1日に推進委員の中村さんと現地を確認いたしました。事務局で説明がありましたように、先月1件、(場所の説明)を許可してあります。隣地の工事に支障がでるといふことで、ヘリポートが狭くなるということでありまして、北側に土地を広げることでもあります。ヘリの発着には影響がなくなるということ、現地を確認いたしました。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたらお願いします。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

6番、賃借権の設定でございます。東京都練馬区高野台・・・番にお住まいのLさんが所有いたします、大字小野字駒沢・・・番、地目は畑、面積818㎡を、長野市柳町・・・番地の株式会社Kが貸借し、工事用地(ヘリポート)を拡張するための申請でございます。事業内容は先ほどの5番と同様であります。こちらは、農地法第5条第2項第1号イ農振農用地であります、一時的な利用であり農振計画に支障がないので、農振除外の必要はなく、許可はやむを得ないと判断いたします。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは中村さんお願いします。

<中村委員>

先ほどの案件と同じ内容でありますので説明は省略しますが、先ほどの土地の隣であります。以上です。

<有賀会長>

よろしいですかね?それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は5枚目の表をご覧ください。

辰野町大字平出・・・番地にお住まいのMさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、面積439㎡、および、大字伊那富・・・番、面積429㎡、および大字伊那富・・・番、面積480㎡を、辰野町中央・・・番地の有限会社Nが取得し、宅地分譲地とする申請

であります。譲受人は宅建業免許を有する建設業者で、申請地を4区画の宅地分譲地とする計画です。申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは小島さんお願いします。

<小島委員>

この案件につきましては2月17日に新村委員さんとともにNさん立会いのもとで確認をいたしました。場所は地図のとおり(場所の説明)でアパートに隣接し、東側と西側は一般住宅に隣接する田3筆です。境界につきましては地籍調査によりましてはっきりしておりまして、道路の幅につきましてもり面を除いて2m60cm以上ありますし、下水道上水道ともに整備をされております。既にこの周辺につきましては宅地になっておりまして、転用による周辺への影響はないものと思っておりますけれども、ご審議の程お願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございますかね？よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計8件、13筆、面積は15,631㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたら、よろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<中畑事務局次長>

それでは農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてであります、17件の利用権設定についての上程です。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、田19筆28,587㎡、畑3筆1,607㎡について農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と新規10年10ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かありましたら、よろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ使用貸借権を設定するものです。すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手である、

農事組合法人たつの営農へ14,211㎡、中村良治さんへ10,284㎡、石川明さんへ4,860㎡、瀬戸真一さんへ839㎡、10年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

この件についてよろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第5号、非農地の承認について】

<中畑事務局次長>

非農地証明の申請であります。地図は5枚目の裏をご覧ください。

1番、横浜市保土ヶ谷区権太坂・・・番にお住まいのAさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積726㎡について申請がありました。理由といたしましては、申請地は平成18年7月の豪雨災害時に土砂が流出し、犠牲者が出た場所です。ご遺族の意向もあり、そのままの状態です。今後も復旧の見込みはないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非

農地とすることはやむをえないものと思われま。この件につきましては、原委員、宮原職務代理に現地をご確認いただいております。

<有賀会長>

それでは原さんお願いします。

<原委員>

同じく2月20日に宮原職務代理さんに行ってきました。雪の降る日で、長靴をはいて、私たちもご冥福をお祈りしてきたわけです。Bさんがお嬢さんを失った場所です。お花が手向けられていて、その佇まいのままでした。非農地証明ということで問題ないと思います。お願いします。

<有賀会長>

この件について、災害ということで大変気の毒でしたけれど、こういう案件が出ていますけれど、よろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<事務局 横内>

1.辰野町全域の下限面積は20アールとする。

ただし農地法第3条第2項に規定する許可要件を満たす場合とする。

- (1)耕作する農地の面積が下限面積以上であること。
- (2)所有または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
- (3)申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること。
- (4)申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと。

2.空き家に付随した農地についての下限面積は1アールとする。

ただし、農地法第3条第2項に規定する許可要件および、以下に示す要件を満たす場合とする。

- (1)事前に1筆ごとに農業委員会の指定を受けた農地。

(2)辰野町空き家バンクに登録してある物件および、過去に登録されていた物件に付随する農地。

(3)農業振興地域内の農用地(青地)の指定を受けていない農地。

(4)登記目的の農地取得を未然に防ぐため、取得後5年間耕作を行える者。

(5)自治会組織に加入し、地域コミュニティ活動に参加できる者。

・施行日は4月1日。

・2(3)について・・・町内のほとんどが青地になっている。中山間地域の場合は多くが基盤整備をしているが、宅地続きの農地や、宅地と宅地の間にある農地は白地になっているところもあるので、宅地に付随する比較的小さい面積のところは該当する。

・町民へのアナウンスが必要(広報、新聞、ほたるch)

・農業委員、推進委員、事務局で現地を確認。

・平成26年から空き家バンク制度が開始しているので、さかのぼって該当するか確認。

・2(4)(5)については誓約書が必要になる。

<有賀会長>

委員のみなさん、協力していただいて進めていけばいいかなと思います。それでは挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。それでは次お願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思えます。2月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から2月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

ではその他お願いします。

その他

○「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について(中畑事務局次長)

○農地利用最適化交付金事業(中畑事務局次長)

○2月27日開催のファーマーズの集い 祝賀会・懇親会会計報告(事務局 横内)

○次回委員会開催日:4月5日(水) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

○来期の活動について

管理のしやすいもの、遊休農地の解消、取り組みの情報発信ができるものを行う。

フジバカマ・・・アサギマダラの繁殖

アマランサス、アピオス(豆)、えごま・・・育てて食べる

こまつなぎ・・・ミヤマシジミの繁殖

ラベンダー、しだれ桑 等

○原委員 女性農業委員会 上伊那支部副支部長(H28)→上伊那支部長(H29)

○農業委員の活動について

区長会、JA等に対し、担当地区の農業委員の出席要望をだす。

(閉会)

<宮原職務代理>

長時間にわたりまして大変ご苦勞様でした。閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印